

## 令和2年度決算における健全化判断比率等について

大阪府大東市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）の規定による令和2年度決算における健全化判断比率等については以下のとおりです。

### 財政健全化法第3条に基づく健全化判断比率について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.10)	— (17.10)	6.2 (25.0)	— (350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がないため、また、将来負担比率については算定されないため、「—」と表している。

※（ ）内は本市における早期健全化基準である。